

飲酒運転の根絶 ～ 飲酒運転は危険！その代償は大きい!! ～

今後、年末に向けて、飲酒運転による人身交通事故が多発する傾向にあることから、この度、過去10年間（平成21年～30年）の鳥取県内における飲酒人身事故（原付以上運転者（第1当事者））の発生状況について分析を行いました。

- ◎ 鳥取県内において、過去10年間（平成21年～30年）で飲酒人身事故が175件発生し、うち16件の死亡事故が発生しています。
 - 月別では7月の23件が最多ですが、11月も20件と多発しています。また、3か月ごとでは7月から9月の50件が最多ですが、10月から12月も49件となっていることから、飲酒人身事故は夏期だけではなく、今後、年末に向けても多発する傾向にあります。
 - 時間別では0時台と22時台の13件が最多ですが、通勤時間帯の8時台も10件と多発しています。
 - 飲酒状況別では酒気帯び（呼気0.25mg/ℓ以上）の110件が最多であり、アルコールの影響が大きい状況であると事故が多発しています。
 - 事故類型別では車両相互の142件が最多となっています。
 - 飲酒人身事故の死亡事故率は、飲酒運転以外の人身事故の場合と比較すると4.6倍高くなっています。
- ☞ 詳細は「添付資料」のとおり

◎ 県民の皆様へ

飲酒運転は、死亡事故など重大事故に至るおそれの高い大変危険な行為です。
飲酒運転の代償は、

- ・ 民事上の責任＝損害賠償責任

死亡事故により億単位の額の損害賠償責任を負ったという事例もあります。
そうやって、一生背負っていけますか？自動車保険が適用されない場合もあります。

- ・ 行政上の責任＝運転免許の取消し又は停止

一例として、呼気0.25mg/ℓ以上の酒気帯び運転で免許取消し（免許を受けることができない期間2年）（前歴及びその他の累積点数がない場合）になります。
車の運転ができなくなれば、生活に支障が出ますよね？

- ・ 刑事上の責任＝懲役又は罰金

一例として、酒気帯び運転は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金です。
服役することになって、家族にも不自由を強いることになってもいいですか？



等非常に大きいものです。

「自分は大丈夫」、「近いから」、「まだ時間が早いから」、「そんなに飲んでないから」、「酔ってないから」、「酔いはさめたから」等、自分勝手な理屈や判断が、取り返しのつかない悲劇を引き起こすことにもなります。

家庭、職場、地域等で「飲酒運転はしない、させない、許さない」という環境を醸成し、飲酒運転の根絶を図っていただくようお願いいたします。